



Title	アングロ・イラニアン石油会社事件
Author(s)	佐藤, 和男
Citation	一橋論叢, 32(3): 271-279
Issue Date	1954-09-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/4234
Right	

判例研究

アングロ・イラニアン

石油會社事件

國際司法裁判所一九五二年七月二二日判決（管轄權）(I.C.J. Reports, 1952, p. 93.)

佐藤 和 男

裁判所の強制管轄權を受諾するイラン宣言の解釋・「本宣言の批准後」という言葉の脈絡關係——宣言は宣言批准後イランが受諾した條約の適用に限定される——宣言批准前の條約に含まれる最惠國條項・裁判所の管轄權を確定する目的で宣言以後の條約を援用する主張をこの上に根據づけることは不可能である——關係諸條約——一九三三年の利權協約の性質——國際連盟理事會の行動の結果當事國間に合意が生じたか否かの問題——「合意管轄」原則の不適用

【事實】當事國はイギリス（原告）とイラン（被告）である。本件は一九五一年五月二六日に提出された請求書により、イギリスから一方的に提起された。イギリスの申述書を受理した裁

判例研究

判所は、イランに答辯書を求めたが、その期限内にイランは先決的抗辯書を提出した。これにより本案に關する手續は停止され、管轄權問題についてのみ審理が行われることになった。なお裁判所長はイギリス國民であったため、本件については裁判所次長にその地位を譲った。イランは自國籍の特別裁判官を任命した。裁判所は一九五一年六月二二日假保全措置を指令した後、一九五二年六月九日から同月二三日に互って口頭辯論を開き、七月二二日の判決をもって本件に關する裁判所の管轄權を否定し、イギリスの請求を却下した。裁判所は特別裁判官を加えて一四名の裁判官で構成され、判決は九對五の多數決で決定された。

一九三三年四月二九日ベルシア（イラン）政府とイギリス籍のアングロ・パーシアン（一九三五年以後アングロ・イラニアン）石油會社の間に利權協約が締結され、五月二八日イラン下院により批准されてその翌日發効した。一九五一年三月一日、二〇日にイランの下院と上院は石油國有化法を、四月二八日、三〇日には同施行法を夫々可決した。兩法は五月一日國王の裁可を得て即日施行され、一九五一年三月二〇日に遡る石油國有化の措置と、アングロ・イラニアン石油會社の即時の收用が實施され、同會社の全企業は新設のナショナル・イラニアン石油會社に引渡されることになった。かかる一方的措置に對し、アングロ・イラニアン會社は五月八日イラン首相に抗議を申込み、一九三三年の利權協約の二二條によりイランの仲裁裁

判義務の履行を迫ったが容れられなかった。外交交渉による解決の困難を豫想したイギリスは、一九三三年の利権協約がイランにより一方的に破棄された結果自國民に對して裁判拒否が行われたとの理由の下に、外交的保護權を行使して一九五一年五月二六日イラン政府を相手どり事件を裁判所に提訴した。この際裁判所の管轄權は、裁判所規程三六條二項による兩當事國の強制管轄權の受諾に基づいていた。六月二二日イギリスは、アングロ・イラニアン會社の利益に對して回復不能の侵害 (injury) が行われるとして、裁判所規程四一條と同規則六一條により裁判所に權利保全の假措置の指令を申請した。裁判所はイギリスの要請の緊急な性質を考慮し、七月五日本案判決までの現状維持を目的とする假措置の命令を發し、イギリスの請求が全く國際管轄權の範圍外にあるとはアプリアリに認めることはできず、また假措置の指示は、事件の本案を扱う裁判所の管轄權の問題を豫斷せず、かかる管轄權に反對の抗辯を提出する被告の權利を妨げるものではない旨明示した。イランは、裁判所が本件を扱う權限も假措置を命令する權限も持たないとの理由で命令の受諾を拒否し、裁判所の假措置指令は國際連合憲章二條七項に違反するものと非難した。九月二七日イランはアングロ・イラニアン會社の殘留従業員、國外退去を命じた。九月二九日イギリスは、憲章九四條二項に基づき、イランによる假措置の不遵守を審議するよう安全保障理事會に要請した。理事會は本件を議題に採擇して數次の會合を開いたが、結

局一〇月一九日、國際司法裁判所が本件に關する裁判所の管轄權について決定を行うまで、この問題の審議を延期することに意見の一致を見た。

【判決】一、本件に關する裁判所の管轄權は、當事國が裁判所規程三六條二項 (選擇條項) に従つて相互條件の下に行つた宣言に基づく。すなわち一九四〇年二月二八日署名のイギリス宣言、並びに一九三〇年一〇月二日署名、一九三二年九月九日批准のイラン宣言の雙方の内容が一致する限りにおいて裁判所に管轄權が付與されるが、内容の一段と制限的なイラン宣言が管轄權決定の基準とされる。本宣言 (フランス正文) においてイランは、「本宣言批准後ベルシヤ [イラン] により受諾された條約の適用に直接又は間接に關連する事態又は事實に關し本宣言批准後に生ずる一切の紛争につづつ (sur tous les différends qui s'élevaient après la ratification de la présente déclaration, au sujet de situations ou de faits ayant directement ou indirectement trait à l'application des traités ou conventions acceptés par la Perse et postérieurs à la ratification de cette déclaration)」、左記を除外して、常設國際司法裁判所規程三六條二項に従い右裁判所の管轄權を同一義務を受諾する他の國に對する關係においてすなわち相互條件の下に當然に且つ特別の合意なくして強制的と認める (下略) ことを明らかにした。これについて裁判所はまず、裁判所の管轄權は本宣言批准後イランが受諾した條約に限定されるか否か

一橋論叢 第三十二卷 第三號

くして數ヶ國と、過去及び將來の條約に關する紛争の仲裁裁判付託を規定する二國間條約を締結したが、かかる態度は、イランが裁判所の管轄權より宣言批准前の條約を除外しようとする意欲とする裁判所の見解に矛盾しはしないかと反駁する。裁判所はこれに答えて、イランは特殊の事態と一般の事態に同時に對處していたのであり、治外法權制度の撤廢を認める國に對しては條約中に仲裁裁判條項を採用する意向を示したが、治外法權制度に對するその態度の如何に拘らず將來同様に選擇條項を受諾するあらゆる國に對して、裁判所の管轄權を義務的と認める宣言を準備する場合には、特別の考慮を拂うことが必要であつたと推論するに難くないとする。

裁判所はかかるイラン政府の意思を、イラン下院が本宣言を承認した一九三一年六月一日の法律の中で決定的に確認する。この法律は宣言の署名後批准前に可決されたものであり、「政府が本宣言批准後に受諾する條約の履行に直接又は間接に關係する事態又は事實より生ずる一切の紛争について」裁判所の強制管轄權を認める旨の條件が記載されている。イギリスはこの法律中の言葉が宣言の用語と同一でない點を衝くが、裁判所はこの法律は宣言の反復ではなくて敷衍であり、もしもイラン政府がその法律中の表現を宣言の趣旨と異なるものと認めるならば、宣言の文言の變更は容易であつたにもかかわらず、宣言批准に至るまで何らの修正も行われなかつたことを強調する。イギリスはまた、この法律は純粹の國內文書で他國の知り

えなかつたものであり、イラン政府の意思に關する證據としては認容できないと主張したが、裁判所は、それは一九三一年一月から一九三三年一月までの期間に制定され裁可された「イラン法大全」に發表されて、約二〇年間他國政府の便覽の用に供せられたものであり、その上宣言署名當時のイラン政府の意思という事實問題に關する證據として提出されたものに過ぎず、裁判所の管轄權を確定する目的は持たないと述べてイギリスの主張を排した。

以上の諸點を考慮した結果、裁判所は、イラン宣言がその批准後イランにより受諾された條約の適用に關する紛争に限定されるとの結論に達する。

二、ところで裁判所がかかる見解をとるとしても、なおかつ裁判所は本件を扱う管轄權を有するものとイギリスは主張し、その理由として、イランは宣言批准後に受諾した條約によつて生じたイギリスに對する義務に違反したとする。これに關連して援用されるのは、一九三四年二月二〇日のイラン・デンマーク友好居住通商條約、一九三四年四月二五日のイラン・スイス居住條約、一九三七年三月一日のイラン・トルコ居住條約である。

一九三四年のイラン・デンマーク條約の四條は、當事國の國民が相手國の領域内で身體と財産に關して「一般國際法の原則と慣行に従つて」(英譯。in accordance with the principles and practice of ordinary international law)受けつけられ

待遇される旨規定し、他の二條約も同一趣旨の條項を含むものであった。イギリスは、イランとの間に締結した一八五七年三月四日の條約の九條、一九〇三年二月九日の通商條約の二條に含まれる最惠國條項によってこれらの三條約を援用した。すなわちイランのアングロ・イラニアン會社に對する行動は、イランが一九三四年の條約によりデンマーク國民に對して、またイギリス・イラン間の二條約の最惠國條項を通じてイギリス國民に對しても、遵守を義務づけられたところの國際法の原則と慣行に違反するものであり、従って本件は、宣言批准後イランが受諾した條約——一九三四年のイラン・デンマーク條約——の適用に關連する事態又は事實に關係するといふのである。

この點に關し裁判所は、イラン・第三國間の條約の利益をイギリスが最惠國條項によって享受しうるためには、イギリスがその最惠國條項を含むイギリス・イラン條約を援用する權利を持たねばならず、さもなければイラン・第三國間の條約は「第三者間の行為の目的物」(res inter alios acta) となるに過ぎず、イギリスとイランの間に何らの法律的效果をも發生せしめないものと考へる。裁判所は問題の最惠國條項の意味と範圍に觸れることなく、それがイラン宣言以前のイギリス・イラン間の二條約中に含まれていて、その二條約は宣言により排除されるものであるから、イギリスには裁判所の管轄權を確定する目的でこれらの條約を援用する資格はないものと認定する。裁判所によれば、ここで争われているのは一九三四年のイラン・デンマ

判例研究

ーク條約の適用ではなく、その條約と關連しての一八五七年及び一九〇三年のイギリス・イラン條約の適用であるとされる。ところでイラン宣言中の「條約の適用に直接又は間接に關連する事態又は事實に關し」という言葉に照し合せて、本件は宣言以後の條約——イラン・デンマーク條約——の適用に「間接に」關連するのではないかとの疑點については、裁判所は、イギリスが一九五七年、一九〇三年の兩條約を援用できない以上、紛争の事實が直接又は間接に一九三四年の條約に關連すると否とを問はず、イギリスはこの條約を援用しえないと裁定した。

三、次に裁判所は、ダーシー利權契約(一九〇一年イギリス人ダーシーがイラン國王から石油資源に關する特權を許與されたもので、アングロ・イラニアン會社の企業活動の法律的根據となつた)をめぐるイギリス・イラン紛争が、連盟理事會の調停により一九三三年に解決した結果、兩國間にイラン宣言中の「條約」の意味における國際的合意が成立したとするイギリスの主張を検討する。

一九三三年一月イラン政府がダーシー利權契約の取消を宣言したことから兩國間に紛争が生じ、事件は連盟理事會に付託された。理事會は本問題を議題に加え報告委員を任命したが、一九三三年二月三日報告委員はアングロ・イラニアン會社とイラン政府の交渉開始に兩國が同意した旨を通告した。交渉の結果四月二九日兩者間に新利權協約が締結され、一〇月一二日報告委員は理事會においてイギリス・イラン間の紛争は最終的に

解決されたと述べ、理事會に出席した兩國代表は夫々満足の意味を表明し、本問題は理事會の議題から外された。以上の事實を想起してイギリスは、かかる手續の結果イランはイギリスに對し特定の條約義務を負つたものと推論し、一九三三年の利權協約は二重の性格を持つもので、イラン政府とアングロ・イラン會社の間の利權協約であると同時に兩國政府間の條約であると主張して、イランの義務を確定しようと試みた。更にこれに加えてイギリスは、一九三三年の解決が默示的合意 (a tacit or an implied agreement) に過ぎないものであったとしても、なおかつそれはイラン宣言中の意味における條約に該當するものと解すべきであると論じた。しかし裁判所は一九三三年の利權協約に二重の性質を認めず、それは一國の政府と外國の會社の間の利權協約であつて、兩國政府間の連鎖を成さずまた兩國間の關係を何ら規制するものではなく、本協約の下ではイランは會社に對して主張しうる權利をイギリスに對しては要求しえず、會社に對して負うべき義務をイギリスに對しては履行を要求されないと述べた。

裁判所は、かかる法律状態は利權協約が連盟理事會の周旋を通じて成立した事實によつても變化しないと指摘し、イギリスは單に自國民のために外交的保護權を行使して事件を理事會に付託したに過ぎず、イランも會社との交渉に關する以外イギリスに對して何らの約束を行つておらず、利權協約が理事會に報告されその記録に留められたことは本協約を條約に變える根據

にならないと判示した。イギリスはこれに關連して本件と上部ザヴォア及びヂェクスの自由地帯に關する事件の類似性を強調し、常設國際司法裁判所の一九三〇年一月六日の命令を引用して、一九三三年の利權協約は「イギリス・イラン間に法であるべきものを設定した」(Laid down what was to be the law between the United Kingdom and Iran) と主張した。裁判所は兩事件の間の類似性を否認し、自由地帯事件の訴訟原因は當事國に直接に關係した關稅問題であつたが、一九三二—三三年のイギリス・イラン紛争は特權付與に關する私契約に發端するものであると區別し、新利權協約の締結はイギリス側の提訴理由を除去し、かつ利權協約は直接に二國政府に關連する公的事項 (public matters) を規制しない故に、二國間に法を設定したものと考へられないと結論した。かくして一九三三年にダシー利權協約をめぐる紛争を解決せしめた連盟理事會の手續からは、兩國間の條約締結が實現しなかつたことが明らかにされた。

四、イギリスは口頭辯論の際に、イランが、裁判所の管轄權に對する抗辯ではなくても管轄權の存在を前提としてのみ決定される若干の問題を、裁判所の裁決を求めて提起したことを指摘して、イランはこの行爲によつて「合意管轄」原則 (Principle of *forum prorogatum*) に基づき、裁判所に管轄權を付與したものと主張した。イギリスはかかる事實がイランの答辯中の錯誤によるものであることを認め、それ故この點を強くは主

張しなかったが、その申立は正式には撤回されなかつた。これについて裁判所は、本件に「合意管轄」原則を適用するためには、裁判所の管轄権に關する同意の要素を含むイラン政府の行爲又は聲明を根據としなければならぬが、イランは管轄権を争う目的で先決的抗辯書を提出してより終始一貫して管轄権を否認してきており、確かに管轄権問題に直接關係のない他の抗辯を行つたことは事實であるが、それらは、管轄権に對するイランの抗辯が却下された場合にのみ検討が必要な、防禦的措置にあてられたものであることが明らかとなつてゐる以上、指摘されるイランの行爲からはいかなる同意の要素も導きえず、従つて「合意管轄」原則も適用できないとの見解を表明する。

五、以上の理由に基づき裁判所は、本件に關して管轄権を有しない旨の判決を下した。裁判所の管轄権に對する他の抗辯（憲軍二條七項によるものを含む）はいずれも検討する必要がなく、既に管轄権がない以上、イギリスの請求を認容できないものとすゝるイランの主張の吟味は不要であるとされる。この判決により一九五一年七月五日の假措置命令は效力を失ひ、假措置も同時に無効となつた。判決は九對五で決定されたが、多數派は、裁判所長マックネヤー（イギリス）、裁判所次長（臨時裁判所長）ゲレロ（エル・サルヴァドル）、ヴィニアルスキー（ポーランド）、ソリチチ（ユーゴスラヴィア）、クレストタッド（ノルウェー）、バダワイ（エチオピア）、徐謨（中國）、アルマンド・ウゴン（ウルグアイ）、特別裁判官サンジャビ（イラン）であ

り、少數派は、アルヴァレス（チリ）、バドヴァン（フランス）、ハックワース（アメリカ）、リード（カナダ）、カルネイロ（ブラジル）であつた。このうちマックネヤーは理由のあるものにつき個別意見を、バドヴァンを除く少數派の四裁判官はいずれも反対意見を發表した。

【批評】一、證據の採否と評價 裁判所は、イラン宣言起草當時のイラン政府の意思という事實問題に關する證據として、イランの一九三一年の法律を採用した。これに關連して、本宣言の性質上その解釋に際し國際的性質を持たない國內文書を援用することの可否が問題とされた。しかし裁判所は證據の採用と評價に自由裁量を許されており、國際文書の不明瞭な個所の究明において國內法を解釋上の根據としてはならないという手續上の規則はなく、更に問題の法律が客觀的な證據價值を有することは明白であるから、たとえ外國に通告されなかつたとしてもその法律を援用することは許されよう。要は實質的な證據價值の問題である。

二、最惠國條項の適用 最惠國條項はそれ自體では直接的な効果を持たず、第三國に何らかの利益が付與される以後の條約の存在を俟つて初めて效力を發するに至る。本件においてもイギリス國民が身體と財産に關して國際法の一般原則に從う待遇の保障を得たのは、最惠國條項を含む一八五七年、一九〇七年のイギリス・イラン間の條約ではなくして、イラン宣言批准後の一九三四年のイラン・デンマーク條約によるものであり、

要するに最惠國條項は無差別原則の約束に過ぎず、イギリス國が實體的權利を獲得したのは一九三四年の條約によるとするイギリスの主張は、理論的には若干のウェイトを持っている。しかし裁判所は、イギリスは第三國間に締結された一九三四年の條約を當然に援用しうるのではなく、援用を可能ならしめる最惠國條項を含むイギリス・イラン間の二條約を根據としなければならぬとして、兩條約がイラン宣言以前のものであることを理由に、一九三四年の條約を援用するイギリスの資格を否定した。かかる裁判所の見解は嚴格な法解釋に基づく正統的なものといえるが、選擇條項受諾の時點が占める法律的意義と關連して最惠國條項の特質について興味ある示唆を與えている。

三、先決問題と本案 裁判所は、一九三三年の利權協約又は同年のイギリス・イラン紛争の解決が當事國間の國際的合意を構成するか否かは管轄權の問題であり、その解決には本案の審理を必要とせず、イギリスの訴える國有化措置の事實を離れて先決問題として決定することができ、またそうしなければならぬものとして解する。しかし一方においては、國際義務を創設するに足る默示的合意の存否は本案に關連するイギリスの請求の重要な部分であり、裁判所が無管轄の抗辯を容れて本案判決を拒否し、しかも本案の一部を成す重要な事實問題又は法律問題を決定する判決を原告に不利に下すことは、原告に對し重大な不正を犯すものであるから、むしろこの問題は先決問題から除外して本案に加えられるべきではないかという見解も成り立

つ。先決的抗辯に對しては裁判所は決定を下すか或いはこれを本案に加えるかのいずれかを選ばねばならない。先決問題の範圍の決定は裁判所の自由裁量に屬するものと解されるから、本件において裁判所は上記の問題を先決問題として決定したわけである。なおつけ加えれば、常設國際司法裁判所は、先決的抗辯に關する決定の際に事件のいかなる局面をも審理しうるものと認めたが、その決定中事件の本案に關するものが最終的本案判決を妨げることはない旨を特に強調した(一九二五年の上部シレジアのドイツ人の利益に關する事件の判決)。

四、「合意管轄」原則 常設國際司法裁判所は一九二八年の上部シレジアの少數民族學校に關する事件の判決の中で次のように述べている。「特定事件における裁判所の管轄權の國家による受諾は、規程によれば、例えば仲裁契約の締結という一定の形式によることを必要としない。」「管轄權に對する國家の同意は明示的の宣言からばかりでなく、疑を容れない行爲からも推測されうる。管轄權問題について留保をなさずに本案に關する主張を提出することは、本案に關する決定を得んとする國家の希望の明瞭な表示とみなされねばならない。」かかる「合意管轄」原則——廣い意味で擬制的合意管轄をも包含するもの——は、一九二五年のマヅロマティス事件、一九四八年のゴルフ海峽事件等において裁判所によって再確認されている。本件においてこの原則が適用されなかつた理由は判決の示すところで十分なものと思われる。

五、假措置指令の要件 一九五一年七月五日の假措置指令に關連し、ヴェニアルスキー、バダウィ兩裁判官は、イランの應訴拒絶又は管轄權否認の態度に鑑み、裁判所の管轄權が成立する「合理的蓋然性」(reasonable probability)の缺如を理由として、裁判所は命令を發する權限を有しないと主張した。しかし假措置はその指令の權限が規程四一條に、本案を扱う管轄權(三六條)とは別個に規定されていて、しかも裁判所の決定があるまで當事國の夫々の權利を保全する目的のものである以上、兩裁判官の主張は必ずしも妥當なものとはいえないわけである。

六、本件は法律の見地からすればさほど複雑な事件ではなく、判決も概して技術的なものであり、裁判所の結論は正常といえる。ただし事件に潜在する高度の政治性は、裁判所の假措置命令に對するイランの不遵守を誘起し、更に安全保障理事會の無能をも暴露して、國際連合並びにその主要司法機關たる裁判所の威信を損じたものと見るむきもあるが、國際司法秩序發達の現段階における強い「安定性」の要望に鑑み、この方向に沿った判決により裁判所が眞の意味においてその權威を高めた點をむしろ重要視せねばなるまい。

執筆者紹介

吾妻光俊	一橋大學教授
龜井孝	一橋大學助教授
片岡信二	一橋大學助手
藤井榮一	一橋大學特別研究生
藤野正三郎	一橋大學助手
古賀英三郎	一橋大學特別研究生
佐藤和男	一橋大學特別研究生
藻利重隆	一橋大學教授
伊東光晴	一橋大學特別研究生